国内航空:モード追加

第二種貨物利用運送事業の事業計画等変更認可申請

既に航空貨物運送(国内航空)以外(外航運送、内航運送、鉄道貨物運送、航空貨物運送(国際航空)に係る第二種貨物利用運送事業の許可を受けている事業者が航空貨物運送(国内航空)に係る第二種貨物利用運送事業を新たに行おうとする場合は、国土交通大臣より「事業計画及び集配事業計画変更認可」を受ける必要があります(法25条)。申請にあたっては、下記の規定をご参照の上、書類等を作成又は添付し、国土交通大臣あてに申請して下さい。

(1) 第二種貨物利用運送事業事業計画等変更認可申請

貨物利用運送事業法

第25条第1項 第二種貨物利用運送事業者は、事業計画及び集配事業計画の変更(第3 項に規定するものを除く。)をしようとするときは、国土交通大臣の認 可を受けなければならない。

貨物利用運送事業法施行規則

(事業計画及び集配事業計画の変更の認可の申請)

- 第20条第1項 法第25条第1項の規定により事業計画又は集配事業計画の変更の認可 を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更認可 申請書又は集配事業計画変更認可申請書を提出しなければならない。
- 第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 第2号 変更しようとする事項(当該事項に係る利用運送機関の種類及び新旧の対照を 明示すること。)
- 第3号 変更を必要とする理由

(2) 添付書類

貨物利用運送事業法施行規則

(事業計画及び集配事業計画の変更の認可の申請)

第20条第2項 前項の申請書には、前条第1項に掲げる書類のうち事業計画又は集配事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない

(添付書類)

- 第19条第1項 法第21条第2項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。
- 第1号 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契 約書の写し
- 第2号 貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類(貨物の保管 体制を必要とする場合にあっては、保管施設の面積、構造及び附属設備を記載 した書類を含む。)
- 第3号 自動車を使用して貨物の集配を行おうとする者(当該貨物の集配について貨物 自動車運送事業法第3条又は第35条第1項の許可を受けている者を除く。) にあっては、事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類
- 第4号 既存の法人にあっては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
 - ハ 役員又は社員の名簿及び履歴書

- 第5号 法人を設立しようとするものにあっては、次に掲げる書類
 - イ 定款(商法(明治32年法律第48号)第167条及びその準用規定により認 証を必要とする場合にあっては、認証のある定款)又は寄附行為の謄本
 - ロ 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書
 - ハ 設立しようとする法人が株式会社又は有限会社である場合にあっては、株式の 引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類
- 第6号 個人にあっては、次に掲げる書類
 - イ 財産に関する調書
 - ロ 戸籍抄本
 - ハ 履歴書
- 第7号 法第22条各号のいずれにも該当しない旨を証する書類

その他必要な添付書類

集配を他の者に委託する場合にあっては、受託者との業務委託契約書の写し

注:「利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し」及び「集配を他の者に委託する場合の受託者との業務委託契約書の写し」について、申請時において契約が締結されていない場合には、契約書(案)に代えることができます。この場合、認可の日までに(新設法人の場合は会社設立後速やかに)契約書の写しを提出してください。

(3) 欠格事由

貨物利用運送事業法

- 第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、第20条の許可を受けることができない。
- 第1号 第6条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者
- 第2号 船舶運航事業者若しくは航空運送事業者の行う国際貨物運送又は航空運送事業者の行う国内貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業を経営しようとする者であって、第6条第1項第5号イから二までに掲げる者(以下「外国人等」という。)に該当するもの
- 第6条第1項 国土交通大臣は、第4条の規定による登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。
- 第1号 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 第2号 第一種貨物利用運送事業の登録又は第二種貨物利用運送事業の許可の取消しを 受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- 第3号 申請前二年以内に貨物利用運送事業に関し不正な行為をした者
- 第4号 法人であって、その役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の 職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。)のうちに前三号のいずれかに 該当する者のあるもの
- 第5号 船舶運航事業者若しくは航空運送事業者が本邦と外国との間において行う貨物の運送(以下「国際貨物運送」という。)又は航空運送事業者が行う本邦内の各地間において発着する貨物の運送(以下「国内貨物運送」という。)に係る第一種貨物利用運送事業を経営しようとする者であって、次に掲げる者に該当するもの
 - イ 日本国籍を有しない者
 - ロ 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
 - ハ 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
 - ニ 法人であって、イからハまでに掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの 者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

(4) その他

- ○国内航空に係る第二種貨物利用運送事業には、その業務の範囲として「一般混載事業(宅配便事業以外)」と「宅配便事業」とに別れています。当該利用運送事業の認可を受ける場合、原則として「国内航空貨物代理店」である必要があります。ただし、「宅配便事業」に限定して事業を行う場合であって、国内利用航空運送事業者(国内航空に係る第二種貨物利用運送事業者)の集荷代理店となっていればこの限りではありません。この場合、添付書類のうち「国内航空貨物代理店契約書(写)」に代わり「航空貨物の取扱に関する契約書(写)」を添付してください。
- ○事業計画及び集配事業計画について、他の利用運送機関の種類に係る第二種貨物利用運送事業等も併せて申請する場合は、利用運送機関の種類毎に別葉にして申請してください。
- ○貨物利用運送事業については国土交通省ホームページでもご覧いただけます。 http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu05400.html
- ○詳細につきましては、国土交通省政策統括官付参事官(複合物流)室へご相談ください。

【記 載 例】(国内航空:運送機関の種類の追加)

年 月 日

国土交通大臣

住	所	
氏名又的	は名称	
代表者	·氏名	

第二種貨物利用運送事業の事業計画(集配事業計画)変更認可申請書

今般、第二種貨物利用運送事業に係る事業計画(集配事業計画)の変 更認可を受けたいので、貨物利用運送事業法第25条第1項の規定に基づ き、関係書類を添えて、下記のとおり申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名	称	
住	所	
代表者	新氏名	

- 2.変更しようとする事項
 - (1) 利用運送機関の種類

新	旧
○○貨物運送 航空貨物運送	○○貨物運送

- (2) 事業計画 別紙1のとおり
- (3)集配事業計画 別紙2のとおり
- 3.変更を必要とする理由

【添付書類】

- (1) 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し
 - 国内航空貨物代理店契約書(写)等
 - ・集配を他の者に委託する場合にあっては、受託者との集配業務委託契約書(写)等
- (2) 貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類
 - ・営業所、集配営業所、車庫、休憩・睡眠施設の施設の見取図、平面図(※)
 - ・営業所、集配営業所、車庫、休憩・睡眠施設の施設について都市計画法等関係法令の規定 に抵触しないことを証する書類(様式2)
 - ・営業所、集配営業所、車庫、休憩・睡眠施設の使用権限を証する書面(※)
 - a. 所有の場合:土地建物の登記簿謄本
 - b. 賃貸の場合:賃貸借契約書(写)
 - ○貨物の集配を自らの自動車を使用して行う場合
 - 計画する事業用自動車の使用権限を証する書類(※)
 - a. 購入する場合:売買契約書又は売渡承諾書(写)
 - b. リースの場合:自動車リース契約書、自動車検査証(写)
 - c. 既に所有している車両を使用する場合:自動車検査証(写)
 - ・車庫前面道路の道路幅員証明書(一般貨物運送事業の許可を得ている場合は不要)
 - 事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類(一般貨物運送事業の許可を得ている場合 は不要)

運行管理者資格者証(写)

運行管理者、整備管理者、運転者の就任承諾書等又は同意書 勤務割、乗務割

乗務員名簿

運転免許証

- ○貨物の保管体制を必要とする場合
 - ・保管施設の面積、構造及び附属設備を記載した書類 (様式1)
 - •見取図、平面図(※)
 - ・使用権限を証する書類(※)
 - a. 所有の場合: 土地建物の登記簿謄本
 - b. 賃貸の場合:賃貸借契約書(写)
- (3) 定款及び登記簿の謄本
 - a. 既存法人…定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
 - b. 新規法人…定款または寄附行為の謄本
- (4)貸借対照表及び損益計算書
 - a. 既 存 法 人…直近事業年度における貸借対照表及び損益計算書(損益計算書は省略可)
 - b. 新 規 法 人…設立しようとする法人が株式会社または有限会社である場合にあっては、 株式の引受または出資の状況及び見込みを記載した書類
 - c. 個人の場合…財産に関する調書
- (5) 役員名簿及び履歴書
 - a. 既存法人…役員または社員の名簿(様式4)及び履歴書(様式5)
 - b. 新 規 法 人…発起人、社員または設立者の名簿(様式4)及び履歴書(様式5)
 - c. 個人の場合…戸籍謄本、履歴書
- (6) 欠格事由に該当しない旨の宣誓書(様式6)

注:当該集配業務について集配を他の者に委託する場合又は一般貨物自動車運送事業の許可を 得ている場合は、使用権限を有することを証する書類(様式3)を提出することにより (※) の書類について省略することができる。

事業計画

- 1. 利用運送に係る運送機関の種類 航空貨物運送
- 2. 利用運送の区域または区間

仕立地	仕向地
東京	福岡(*)
大阪	沖縄(*)

(*)包括記載も可能(例):全国の各空港

3. 主たる事務所の名称及び位置

<u>名 称</u> 住 所

4. 営業所の名称及び位置

	営	業	所	名	住	所	備	考
	00	D営業	魣		〇〇県〇〇市〇	O1-2-3	併用	
	ΔZ	△営業	断		Δ Δ 県 Δ Δ 市 Δ	△4-5-6		

5. 業務の範囲

〇〇〇〇事業

6. 保管施設の概要

保管施設名	住	所	面積㎡	構造	附	属	設	備
〇〇営業所内	〇〇県〇〇市	OO1-2-3	00.00m	鉄骨				
△△営業所内	△△県△△市△	△△4-5-6	00.00m	鉄骨				

7. 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要

運送事業者名	住	所	備考
○○航空㈱	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3		航空運送事業者

8. 仕向地における受取事業者の名称、住所等

-		-17 W/A-17 7	K H · H ·	4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	12/21 4			
	仕向地	受取事業者名	代表者名	住	所	営業所名	住	所
		○○運輸㈱	0000	00県00市	i001-2-3	□□営業所	四県四市	î□□1−2−3

- 1. 「航空貨物運送」と記載。
- ○他の運送機関に係る第二種貨物利用運送事業も行う場合は、併記。 なお、この場合、他の運送機関の利用運送に関しては、別葉の事業計画として作成。
- 2. 仕立地及び仕向地とも空港名または都市名を記載。
- ○一般混載事業と宅配便事業とで利用運送の区域または区間が異なる場合は、それぞれ記載。
- ○仕向地については、記載例にあるように包括記載も可能です。
- 4. 航空貨物利用運送事業に係る営業所の一覧表を記載。
- ○記載する営業所は、航空貨物運送に係る第二種貨物利用運送を行う支店、営業所に限る。
- ○備考欄は一般貨物自動車運送事業と併用の場合、「併用」と記載。

※添付書類:所有、賃借の裏付け書類(土地建物の登記簿謄本・賃貸借契約書(写)・見取図、 平面図(使用権限を有することを証する書類(様式3)をもって省略可)、都市 計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類(様式2))

- 5. ○○○の部分については「国内運送に係る一般混載事業」又は「国内運送に係る宅配便事業」と記載。
- 6. 保管施設の概要を記載。
- ○自社で所有または賃借している保管施設(倉庫、上屋等)を記載。

なお、附属設備については、盗難防止装置、火災防止装置等を記載。

(例)施錠、火災報知器

※添付書類:保管施設の概要(様式1)

所有、賃借の裏付け書類(土地建物の登記簿謄本・賃貸借契約書(写)・見取図、 平面図(使用権限を有することを証する書類(様式3)をもって省略可)、都市 計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類(様式2))

- ○自社において保管施設がない場合は、保管施設を有しない理由を記載。
 - (例)保管業務を他社に委託しているため、自社の保管施設を有しない。

東京 〇〇〇〇株式会社 大阪 △△△△株式会社

※添付書類:保管業務の業務委託契約書(写)

- 7. 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の氏名又は名称及び住所並びに実運 送事業者、貨物利用運送事業者の別を記載。
- ○備考欄は航空運送事業者、航空貨物利用運送事業者の別を記載する。

※添付書類:国内航空貨物代理店契約書(写)等

8. 仕向地における受取事業者の名称、住所等を記載。

(集配を他の者に委託する場合は仕向地毎の受取事業者を記載。自社で行う場合は不要)

- ○仕向地は、着空港を記載。
 - ※添付書類:受取業務の業務委託契約書(写)

集配事業計画

1. 貨物の集配の拠点

4 1/4 / / NHO	
仕立地	仕向地
東京	福岡(*)
大阪	沖縄(*)

(*)包括記載も可能(例):全国の各空港

2. 貨物の集配を行う地域

(一般混載事業)

仕立地及び仕向地周辺

(宅配便事業)

仕立:	地帯	仕向	地帯
関	東	北カ	山州
近	蹡	沖	縪

地带区分	地帯の範囲(都道府県名)
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
近畿	大阪、京都、奈良、滋賀、和歌山
北九州	福岡、佐賀、長崎、大分
沖縄	沖縄

3. 貨物の集配に係る営業所の名称及び位置

,	<u> </u>					
	仕立地	営業所名	住	所	備	考
		〇〇営業所	OO県OO市C	001-2-3		
		△△営業所	△△県△△市△	∆∆4-5-6		

4. 貨物の集配体制

(自己の集配体制で実施する場合)

【仕立地(発空港)】

イ) 営業所に配置する事業用自動車の数

	の事業用は	るず未用日期中♥ク数					
営業所名	事	業用自動	り車の種	類	備	考	
	小 型	普通	その他	計			
〇〇営業所	1	3		4	併用		
△△営業所		3		3	併用		
計	1	6		7			

- 1. 仕立地、仕向地とも空港名または都市名を記載。
- ○事業計画の「2. 利用運送区域または区間」に同じ。
- 2. 貨物の集配を行う地域を記載。
- ○一般混載事業については「仕立地及び仕向地周辺」と記載。
- ○宅配便事業の場合は以下のとおり記載。

地帯の範囲は、都道府県単位等により明記。

仕立地帯	仕	向 地	帯
北海道	東北	関東	•••
東北	北海道	東北	•••
関東	北海道	東北	•••
÷	:	•	

地帯	区分		地	帯の貧	6. 囲 (都道	府県:	名)	
北洲	難道	北海道		.,,		<u> </u>	714 711	<i></i>	
東	北	青森、	岩手、	宮城、	秋田、	山形、	福島		
関	東	茨城、	栃木、	群馬、	埼玉、	千葉、	東京、	神奈川、	山梨
						:			

- 3. 航空貨物利用運送事業に係る集配営業所の一覧表を記載。
- ○記載する貨物の集配に係る営業所は、航空貨物運送に係る第二種貨物利用運送に係る貨物の集 配に係る支店、営業所に限る。
- ○備考欄には一般貨物自動車運送事業と併用の場合はその旨を記載。

※添付書類:所有、賃借の裏付け書類(土地建物の登記簿謄本・賃貸借契約書(写)・見取図、 平面図(使用権限を有することを証する書類(様式3)をもって省略可)、都市 計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類(様式2))

- 4. 貨物の集配体制
 - (自己の集配体制で実施する場合)

【仕立地(発空港)】

- イ) 営業所に配置する事業用自動車の数
 - ○常時使用する貨物自動車の配置車両数を記載。
 - ○「その他」の欄には、冷蔵車等の特殊車両数を記載。
 - ○備考欄には貨物自動車運送事業と併用する車両がある場合は「併用」と記載。
 - ※添付書類:車検証の写し(使用権限を有することを証する書類(様式3)をもって省略可)

ロ) 営業所と車庫との距離並びに車庫の位置及び収容能力

営業所名	車庫との距離				也 車庫収容	能力	烳	考
〇〇営業所	OOkm	00県0	O0市OC)1-2-3	00.	Om³		
△△営業所	OOkm	$\Delta\Delta$ 県 Δ	△△市△∠	∆4 −5−6	00.	Om²		

ハ)集配業務に従事する従業員の休憩・睡眠のための施設の位置及び収容能力

営業所名	所 在 地	収 容	能力	備考
		休 憩	睡眠	
〇〇営業所	○○県○○市○○1-2-3	00. Om²	00. Om²	
△△営業所	△△県△△市△△4-5-6	00. Om²	00. Om²	

ニ) 運行管理者及び整備管理者の選任状況

営 業 所 名	運行管理者	選任年月日	整備管理者	選任年月日	備考
〇〇営業所	000	H20. 6. 30	\triangle \triangle \triangle \triangle	H20. 6. 30	
△△営業所		H20. 6. 30	$\Diamond \Diamond \Diamond \Diamond$	H20. 6. 30	

【仕向地(着空港)】

- イ) 営業所に配置する事業用自動車の数
- ロ)営業所と車庫との距離並びに車庫の位置及び収容能力
- ハ) 集配業務に従事する従業員の休憩・睡眠のための施設
- ニ) 運行管理者及び整備管理者の選任状況

記載方法は、仕立地の イ〜ニと同じ

(集配を他の者へ委託する場合)

【仕立地(発空港)】

受託者の氏名及び住所、法人の場合は、代表者の氏名、当該営業所の名称及び位置、当該集貨車両数

仕立地	受託事業者名	代表者名	営業所名	集配用	備考
	住 所		住所	車両数	
	○○運輸㈱		□□営業所		一般貨物自動車運送事業者
	00県00市001-2-3	0000	□□県□□和□1−2−3	10	
	△△運送㈱		◇◇営業所		一般貨物自動車運送事業者
	△△県△△市△△4−5−6	$\Delta\Delta\Delta\Delta$	◇県◇◇ホ◇◇4−5−6	15	

【仕向地(着空港)】(*)

受託者の氏名及び住所、法人の場合は、代表者の氏名、当該営業所の名称及び位置、当該集貨車両数

記載方法は、仕立地と同じ

(*)包括記載も可能(例):全国の各空港の受取事業者

- ロ) 営業所と車庫との距離並びに車庫等の位置及び収容能力
 - ○車庫収容能力については、面積を記載。

※添付書類:所有、賃借の裏付け書類(土地建物の登記簿謄本・賃貸借契約書(写)・見取図、平面図(使用権限を有することを証する書類(様式3)をもって省略可)、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類(様式2))

ハ) 集配業務に従事する従業員の休憩又は仮眠施設の所在地

○収容能力は休憩・睡眠施設毎に記載。

※添付書類:所有、賃借の裏付け書類(土地建物の登記簿謄本・賃貸借契約書(写)・見 取図、平面図(使用権限を有することを証する書類(様式3)をもって省略 可)、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類(様式 2))

※当該集配業務について一般貨物自動車運送事業の許可を得ている場合は不要。

- ニ) 運行管理者及び整備管理者の選任状況
 - ○集配事業計画に基づき、配置される集配車両数が5台以上の場合は貨物自動車運送事業 輸送安全規則第34条及び第18条の規定の基づき運行管理者を選任。
 - ※当該集配業務について一般貨物自動車運送事業の許可を得ている場合は不要。

【仕向地(着空港)】

記載事項、添付書類は、 仕立地(発空港)と同じ。

(集配を他の者に委託する場合)

【仕立地(発空港)】

仕立地(発空港)における受託者の氏名及び住所、法人の場合は、代表者の氏名、当該営業所 の名称及び位置、当該集貨車両数を記載

- ○備考欄には「一般貨物自動車運送事業者」、「航空に係る第二種貨物利用運送事業者」の別 を記載。
- ※添付書類:受託者との集配業務委託契約書(写)

【什向地(着空港)】

記載事項、添付書類は、仕立地(発空港)と同じ。

〇仕向地(着空港)における受託者が、事業計画の「8. 仕向地における受取事業者の名称、 住所等」の受取事業者と同一の場合は、記載例にあるように包括記載も可能です。受取事業 者以外の受託者は全て記載。

添付書類(様式1)

保管施設の概要(記載例)

保管施設名	延床面積	構造	附属設備
× × 営業所内	○○m²	鉄 骨	
〇 〇 営業所内	$\triangle \triangle$ m²	鉄骨	

- ①構造は、鉄骨、木造等の区分を記載すること。
- ②冷蔵倉庫等特殊な保安施設についてはその旨、注記すること。
- ③附属設備の欄には、盗難防止装置、火災防止装置等について記載すること。

添付書類(様式2)

都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類(記載例)

国土交通大臣

宣誓書

貨物利用運送事業法第21条第2項及び同法施行規則第19条第1項第2号に規定する 貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所及び集配 営業所(注)について、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所 氏名又は名称 代表者の氏名

印

(補足)

(注) 上記「営業所及び集配営業所」について、保管施設を保有する場合は、「営業所、 集配営業所及び保管施設」と記載すること。なお、特定第二種貨物利用運送事業(貨 物の集配について、貨物自動車運送事業法の許可を受けることなく、貨物利用運送事 業法の許可に基づき事業用自動車を保有する第二種貨物利用運送事業)の場合は、 「営業所及び集配営業所」を「営業所、集配営業所、車庫及び休憩・睡眠施設」と記 載するものとする。

添付書類(様式4)

役員名簿(記載例)

役員名簿

0000株式会社

役	職	氏	名	住 所

使用権限を有することを証する書類(記載例)

国土交通大臣

宣誓 書

貨物利用運送事業法第21条第2項及び同法施行規則第19条第1項第2号に規定する 貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所及び集配 営業所(注)について、使用権原を有することを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所 氏名又は名称 代表者の氏名

印

(補足)

(注)上記「営業所及び集配営業所」について、保管施設を保有する場合は、「営業所、 集配営業所及び保管施設」と記載すること。なお、特定第二種貨物利用運送事業(貨 物の集配について、貨物自動車運送事業法の許可を受けることなく、貨物利用運送事 業法の許可に基づき事業用自動車を保有する第二種貨物利用運送事業)の場合は、 「営業所及び集配営業所」を「営業所」と記載するものとする。 履歴書(記載例)

履 歴 書
本籍地 000000000000000000000000000000000000
氏 名 〇 〇 〇 〇 生年月日 〇〇〇〇〇〇
学 歴 〇〇年〇月 ・・・・・卒業
昨後 唐香 〇〇年〇月 ・・・・・・ 〇〇年〇月 ・・・・・・ 〇〇年〇月 ・・・・・・ 現在に至る
団体(公職)歴 ○○年○月 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
賞 罰
上記のとおり相違ありません。
年 月 日
氏名〇〇〇 印

(注) 必ず現職の就任年月日を記載して下さい。

添付書類(様式6)

欠格事由に該当しない旨の宣誓書(記載例)

国土交通大臣 00 00 殿

> 現住所 氏 名 〇 〇 〇 〇 生年月日 昭和 年 月 日

宣

貨物利用運送事業法第22条各号のいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

氏名 〇 〇 〇 〇 印

- (注1) 申請時における全役員の宣誓書を添付する。 (注2) 新規法人の場合は、発起人、社員、または設立者の宣誓書を添付する。

第二種貨物利用運送事業の利用運送約款の認可申請(国内航空)

航空貨物運送(国内航空)に係る第二種貨物利用運送事業を行おうとする者は、事業計画等の変 更認可申請と併せて、利用運送約款の認可を受ける必要があります(法26条(利用運送約款))。 申請にあたっては、下記の規定をご参照の上、書類等を作成又は添付し、国土交通大臣あてに申請 して下さい。

(1) 利用運送約款認可申請

貨物利用運送事業法

- 第26条第1項 第二種貨物利用運送事業者は、利用運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 第26条第2項 第8条第2項及び第3項の規定は、前項の利用運送約款の認可について 準用する。この場合において、これらの規定中「第一種貨物利用運送事 業者」とあるのは、「第二種貨物利用運送事業者」と読み替えるものと する。
- 第8条第1項 第一種貨物利用運送事業者は、利用運送約款を定め、国土交通大臣の認可 を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 第8条第2項 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準によって、これをしなければならない。
- 第1号 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- 第2号 少なくとも貨物受取及び引渡し、運賃及び料金の収受並びに第一種貨物利用運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。
- 第8条第3項 国土交通大臣が標準利用運送約款を定めて公示した場合(これを変更して 公示した場合を含む。)において、第一種貨物利用運送事業者が、標準利 用運送約款と同一の利用運送約款を定め、又は現に定めている利用運送約 款を標準利用運送約款と同一のものに変更したときは、その利用運送約款 については、第1項の規定による認可を受けたものとみなす。

貨物利用運送事業法施行規則

(利用運送約款の認可の申請等)

第24条第1項 第11条の規定は、法第26条第1項の規定による利用運送約款の設定 又は変更の認可の申請について準用する。この場合において、第11条 第1号中「その代表者の氏名並びに登録番号」とあるのは、「その代表 者の氏名」と読み替えるものとする。

(利用運送約款の認可の申請)

- 第11条 法第8条第1項の規定により利用運送約款の設定又は変更の認可をしようとする者 は、次に掲げる事項を記載した利用運送約款設定(変更)認可申請書を提出しなけ ればならない。
- 第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに登録番号
- 第2号 設定し、又は変更しようとする利用運送約款に係る利用運送機関の種類
- 第3号 設定し、又は変更しようとする利用運送約款(変更の認可の申請の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。)
- 第4号 変更の認可の申請の場合にあっては、変更を必要とする理由

(2) 記載事項

貨物利用運送事業法施行規則

(利用運送約款の認可の申請)

第24条第2項 第12条の規定は、法第26条第1項の利用運送約款の記載事項について準用する。この場合において、第12条第1号中「第一種貨物利用運送事業である旨」とあるのは、「第二種貨物利用運送事業である旨」と読み替えるものとする。

(利用運送約款の記載事項)

- 第12条 法第8条第1項の利用運送約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 第1号 第一種貨物利用運送事業である旨及び利用運送機関の種類
- 第2号 運賃及び料金の収受又は払戻しに関する事項
- 第3号 利用運送の引受けに関する事項
- 第4号 受取、引渡し及び保管に関する事項
- 第5号 損害賠償その他責任に関する事項
- 第6号 その他利用運送約款の内容として必要な事項

【記載例】(約款)

年 月 日

国土交通大臣

住 所	
氏名又は名称	
代表者氏名	

利用運送約款設定認可申請書

今般、利用運送約款の認可を受けたいので、貨物利用運送事業法第26 条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名	称	
住	所	
代表	首氏名	

- 2. 設定しようとする利用運送約款に係る利用運送機関の種類航空貨物運送
- 3. 設定しようとする利用運送約款 別紙のとおり

- 2. 「航空貨物運送」と記載。
- 3. 申請する利用運送約款を添付。